

# 2024 年診療報酬改定の加算に関する院内掲示について

## ○医療 DX 推進体制整備加算

【加算点数】 初診時 8 点(月に 1 回) ※10 円

当院は、医療 DX 推進体制整備について以下の通り対応を行っております。

- オンライン請求を行っております。
- オンライン資格確認を利用して取得した診療情報を診察室で閲覧または活用できる体制を有しております。
- 電子処方箋を発行する体制を今後導入検討しております。
- 電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制について今後導入検討しております。
- マイナンバーカードの健康保険証利用の使用についてお声掛け・ポスター掲示を行っております。
- 医療 DX 推進の体制に関する事項及び質の高い診療を実施するための十分な情報を取得し、それを活用して診療を行うことについて、院内及びホームページに掲示しています。

## ○医療情報取得加算

① 初診時(月に 1 回) ※ 1 点 : 10 円

- 【加算 1】 : 3 点
  - ・ 従来の保険証を利用した場合
  - ・ マイナ保険証を利用した場合でも情報提供に同意しない場合
- 【加算 2】 : 1 点
  - ・ マイナ保険証を利用し情報提供に同意した場合
  - ・ 他の医療機関から診療情報の提供を受けた場合

② 再診時(3 ヶ月に 1 回) ※ 1 点 : 10 円

- 【加算 3】 : 2 点
  - ・ 従来の保険証を利用した場合
  - ・ マイナ保険証を利用した場合でも情報提供にしない場合
- 【加算 4】 : 1 点
  - ・ マイナ保険証を利用し情報提供に同意した場合
  - ・ 他の医療機関から診療情報の提供を受けた場合